

信託法改正の要綱試案公表

制度調査部
吉井 一洋

信託法の抜本改正案を提示

【要約】

2005年7月26日に、法制審議会の信託法部会は「信託法改正要綱試案」を公表した。

これは、信託の基本的な概念や法的な枠組みを定める信託法の抜本改正を提案するものである。改正項目は、セキュリティ・トラスト、事業の信託、信託宣言、目的信託などの解禁、信託の公示・分別管理義務、自己執行義務の見直し、受益者が複数の場合や有価証券（受益証券）化の規定の新設など、70項目にも及んでいる。

法務省では、8月31日までコメントを募集し、引き続き検討を続ける。

2005年7月26日に、法制審議会の信託法部会は「信託法改正要綱試案」を公表した。

信託に関する法律としては、信託の基本的な概念や法的な枠組みを定める信託法と、信託を業として行う場合の法律関係を定める信託業法がある。これらは1922年の制定以来、本格的な改正が行われておらず、多様化する利用者のニーズに対応しきれなくなってきた。そこで、まず、昨年11月に信託業法の抜本改正が行われた。改正信託業法は2004年12月30日から施行されている。

一方、信託法に関しては、法制審議会が信託法部会を設け、2004年10月から信託法の全面見直しについて検討を開始した。今回の要綱試案は、その検討結果をとりまとめたものである。

要綱試案の内容は、以下のように70項目にわたっている。

総則関係	7項目
信託財産関係	9項目
受託者関係	26項目
受益者・受益権関係	10項目
委託者関係	1項目
信託の変更関係	3項目
信託の終了関係	3項目
いわゆる民事信託を主として念頭に置いた規律関係	5項目
いわゆる商事信託を主として念頭に置いた規律関係	3項目
特殊な類型の信託関係	3項目

法制審議会は、8月31日まで要綱試案に対するコメントを募集し、その結果を受けて、さらに検討をする。

要綱試案の法務省による補足説明が出ていないので、詳細な解説は後日行う。代表的な項目を挙げると、次のページ以降のような改正が提案されている。

1. 信託の意義

(1) セキュリティ・トラスト

要綱試案では、「信託を次の要件を満たすものをいう」こととしている。

- a. 財産の譲渡、担保権の設定その他の処分があること
- b. 財産の処分を受けた者が、一定の目的（自己の利益を図るものを除く。）のために、当該財産の管理又は処分その他の当該目的の達成に必要な行為を行うこと

2004年12月30日施行の改正信託業法の施行規則第6条では、信託財産の細目として「担保権」が挙げられている。これは、「被担保債権から切り離して担保権を信託財産にすることができる立場を採用した」ものであるとされている。（施行規則に関する金融庁のパブリック・コメント）。即ち、セキュリティ・トラスト（「担保権信託」）を認めたものとして注目されていた。

セキュリティ・トラストでは、債務者を委託者、担保権者を受託者、債権者を受益者とする担保権の信託を設定することになる。これが認められれば、シンジケート・ローンなどで一部の貸付人がローン債権を譲渡しても、その譲受人が受益者の地位を引き継ぐことで、譲受人は信託されている担保権の恩恵を受けることができる。即ち、担保付ローンの流動化が容易になる。

要綱試案では、「担保権の設定」を信託の成立要件の一つに入れており、このようなセキュリティ・トラストを認める旨が示されている。（注1）

（注1）もっとも、セキュリティ・トラストが認められるためには、以下の問題への対応も必要とされている。

民法や民事執行法は、債権者と担保権者は同一であることを前提としていることから、これらとの調整が必要である。

担保権が抵当権の場合、不動産登記上の取扱いはどうなるか。

受託者である信託会社が担保権を実行するに当たって、弁護士法上の問題が生じる可能性がある。

(2) 信託設定当初からの債務の引受け、事業の信託

要綱試案では、「信託の効力が生じる時に、受益者となる者は、委託者となる者が負担している債務を信託財産の債務として引き受けすることができる」としている。現在でも、信託設定後に債務引受の手続きを取れば可能と解されている。しかし、信託設定後に可能になるのであれば、信託設定当初からの移転を禁じる必要がないとの考えから、今回の要綱試案では、信託設定当初からの債務の引受けを可能とするよう提案している。信託法部会で、検討のたたき台として示された信託法制研究会報告書では、これが可能となれば、事業の信託も可能になると考えられるとしている^(注2)。

（注2）ただし、会社法の脱法行為にならないかという問題はありと思われる。

2. 脱法信託・訴訟信託

脱法信託については、要綱試案では「現行法第10条の規定の趣旨を維持し、法令により財産権を享受することができない者は、受益者としてその権利を有するのと同じ利益を享受することができない」としており、引き続き禁止することとしている。

訴訟信託については、現行の信託法第11条では、訴訟行為を行わせることを主たる目的とする信託は設定できないとして、これを禁じている。この規定は、本来は他人の権利について訴訟行為等を行うことができない非弁護士が、信託を用いて訴訟行為等を行うのを防止することなどを目的としている。信託法制研究会報告書では、正当な理由がある場合は、訴訟信託も可能とすることを提案していた。権利義務の帰属主体が多数で、訴訟担当を認めることがこれらの者の便益に資するときや、本人又は権利の性質上、訴訟の提起又は追行が困難であり、訴訟担当を認めないことに固執すると、実効的な権利救済に重大な障害を与えるときなどは、訴訟信託も許容されうるというのがその理由である。しかし、要綱試案では現行の信託法第11条の規定の趣旨を維持し、「信託は、訴訟行為をさせることを主たる目的としてすることができない」こととしている。

3. 信託の公示・分別管理義務

信託財産は、受託者である信託会社が倒産した場合でも、「信託の公示」(信託法第3条)と「信託財産の分別管理」(信託法第28条及び信託業法第28条)により、当該信託会社の財産とは区別される。その破産管財人や更生管財人などにより、信託会社の財産として取り扱われることはない。

(1) 信託の公示

要綱試案では、「信託の公示」については、「現行法第3条第1項の趣旨を維持し、登記又は登録すべき財産については、信託は、その登記又は登録をしなければ、これをもって第三者に対抗することができない」こととしている。

有価証券を信託財産とする場合に関しては、現行法の第3条第2項等により、証券上に信託財産であることを表示するほか、株式については株式名簿、社債については社債原簿にも信託財産である旨を表示しないと、信託財産である旨を第三者に対抗できないこととしている。しかし、有価証券による運用を目的とする信託などにおいて、いちいちこのような表示を求めることは煩雑で実務的でない。そこで、要綱試案では、この第3条第2項の規定は削除することとしている。

定款に株券を発行しない旨を定めた会社の株式については、現行法第3条第3項では、株主名簿に信託財産である旨を記載・記録することを「信託の公示」の方法としている。要綱案では、この規定の趣旨は維持することとしている。

(2) 分別管理義務

「分別管理義務」については、要綱試案では「受託者は、信託財産と固有財産及び他の信託財産とを分別して管理しなければならない」とし、現行法第28条の基本的な考え方を維持している。

ただし、「信託財産について信託の登記又は登録をすることができない」信託財産については、「信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする」としている。即ち、信託の登記又は登録をすることができない財産については、信託契約に別段の定めをした場合は、分別管理義務を免除できることとしている。

信託財産が金銭である場合は、現行法第28条では「各別にその計算を明にするを以て足る」としている。単に計算上の分別が行われていれば分別管理しているものと認められる。要綱試案では、帳簿等を作成することで、分別管理しているものとして取り扱うこととしている。帳簿等を作成すれば、計算上の分別は当然に行われるものとして、この規定は削除することとしている。

4. 信託事務の処理の委託

現行法第26条では、信託行為(信託契約)に別段の定めがある場合や、やむを得ない事情がある場合を除いて、信託の受託者は他人に信託事務の処理を委託することができない旨を定めている(自己執行義務)

要綱試案では、この自己執行義務を見直し、「信託行為の定めによる場合その他他人に信託事務の処理を委託することが信託目的に照らして相当な場合には、他人に処理を委託することができる」こととしている。

信託の受託者が事務処理を他人に委託する場合の責任については、現行法では、事務処理の委託先の選任および監督について責任を負うこととしている。要綱試案では、以下の2案が示されている。
(甲案)信託行為(信託契約)に別段の定めがある場合を除き、事務処理の委託先の選任および監督に過失が無ければ、その責任を免れる。

(乙案)信託行為(信託契約)に別段の定めがある場合を除き、事務処理の委託先に故意又は過失が無ければ、その責任を免れる。

信託事務の処理の委託を受けた者の責任についても、現行法は、受託者と同等の責任を負うとしているが、委託契約の内容によって定まるものとの考えから、要綱試案ではこの規定を削除することとしている。

5. 受益者が複数の場合の信託

現行法では受益者が複数の場合の意思決定方法について規定が無い。要綱試案では、受益者が複数の場合、受益者集会その他の方法で意思決定できることとしている。

要綱試案では、意思決定について原則は受益者全員の合意が必要としつつ、信託行為（信託契約）の定めにより、受益者の多数決により意思決定することを認めるものとしている。

その他、受益者集会に関する規律を定めている。

6. 受益権の有価証券化

要綱試案では、信託行為（信託契約）の定めに基づき、受益権につき有価証券（「受益証券」）を発行できるようにすることとしている。

受益証券は記名・無記名両方式を認め、記名式を発行した場合は、受益者名簿の作成を義務付けることとしている。受益権の譲渡に当たっては受益証券を交付することとしている。受益権の譲渡の受託者対抗要件については、記名式の場合は受益者名簿の記載又は記録、無記名式の場合は受益証券の占有によるものとし、第三者対抗要件は、受益証券の占有によるものとしている。

7. 信託宣言

信託宣言とは財産権者がその財産権を他人のために管理・処分する旨を宣言する方法により信託を設定することをいう。資産流動化の場合には、倒産隔離等の問題への対処のため、ケイマンのチャリタブル・トラストにSPCの株式を取得させて、オリジネーターとSPCの資本関係を切断することが多い。このチャリタブル・トラストはケイマンの信託会社が信託宣言することにより作られる。したがって、わが国でも信託宣言を認めれば流動化が行いやすくなるとの意見が出されている。その他、銀行が貸付債権を流動化する際に、信託宣言により信託財産にした上で流動化するといった用途も考えられる。

要綱試案では、信託宣言について次の3案を示している。

(甲案)原則禁止。ただし、対象となる財産が自らを受託者とする他の信託の信託財産である場合は認める。

(乙案)特段の制限を設けない。

(丙案)一定の要件の下、許容する。

8. 目的信託

目的信託とは、受益者を確定することができない信託である。例えば、ペットのような権利能力の無い者の飼育のための信託を設定する行為などがこれに該当する。現行法の下では、このような信託は、公益信託を除き、有効な信託とは認められないと解されている。

要綱試案では、次の2案を示している。

(甲案)目的信託は、公益信託を除き、有効に成立しないものとする。

(乙案)目的信託は、有効に成立する。公益信託以外の場合は、効力発生日から起算して一定の期間を超えて存続してはならないものとする。